

岡山県サッカー協会ホームページバナー広告掲載取り扱い基準

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県サッカー協会（以下「甲」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページへのバナー広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告掲載の対象)

第2条 バナー広告を掲載することができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所及び団体
- (2) その他、甲が適当と認めるもの

(バナー広告の掲載基準)

第3条 バナー広告は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 甲の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (6) 求人広告又はこれに類するもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載するバナー広告として適当でないと甲が認めるもの

(バナー広告の掲載位置等)

第4条 バナー広告の掲載位置は、甲が指定した位置とする。

(バナー広告掲載料等)

第5条 バナー広告掲載料は、1枠あたり年額50,000円とする。

2 バナー広告の規格（1枠）は、次の通りとする。

- (1) 縦×横：100ピクセル×170ピクセル
- (2) サイズ：30キロバイト以内（アニメーションは不可）
- (3) 種類：JPG、PNG、GIF

(バナー広告掲載の取消し)

第6条 甲は、次の各号に該当する場合は、バナー広告掲載の決定を取消することができる。

- (1) 甲が指定する期日までに、掲載しようとするバナー広告データを提出しなかったとき。
- (2) 甲が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) リンク先のホームページの内容が申請内容と著しく違うとき。
- (4) その他甲が広告掲載に支障があると認めたとき。

(バナー広告の掲載期間)

第7条 バナー広告掲載期間は1年間単位（承認日から翌年承認日前日まで）とする。ただし、甲が認めた場合は、この限りではない。

(バナー広告掲載料の還付)

第8条 バナー広告掲載料は1年間単位（承認日から翌年承認日前日まで）とし、還付しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は甲が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年5月1日から施行する。

平成25年4月1日 改正及び施行（赤字で表記）

申請日： 年 月 日

一般財団法人 岡山県サッカー協会 殿

住 所

事業所名

(印)

代表者

担当者

電話番号

メールアドレス

岡山県サッカー協会ホームページバナー広告掲載申請書

岡山県サッカー協会ホームページにバナー広告（ 新規 ・ 継続 ）を掲載したいので、下記の通りバナーのデータを添えて申し込みます。

記

1. リンク先：公式ホームページのトップページアドレス

http://

2. バナー広告の掲載希望期間（※入金確認後）

平成 年

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(承認日から翌年承認日前日まで)

3. 申請料（上記期間） 50,000 円

※振込み手数料は申請者負担

岡山F A	担当部